

保護者様

京都府立京都すばる高等学校
校長 貴島 良介

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について

春風の候 保護者の皆様におかれましては益々御清祥のことと存じます。日頃より本校教育活動に御理解と御協力をいただき心より感謝申し上げます。

令和3年2月19日付の文部科学省ガイドライン等による通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取り扱いについて、令和3年4月8日より下記のとおりとしますのでお知らせします。出席停止の基準につきましては、今後の状況に応じて変更となる場合がございますが、その際は改めてお知らせします。

記

	出席停止の基準	出席停止の期間 等
(1)	生徒本人に発熱等の風邪症状*がある場合	○風邪症状がある期間 ただし、医療機関を受診後、新型コロナウイルス感染症とは異なる病氣と診断された場合は、その診断以降の欠席は新型コロナウイルス感染症による出席停止とは認められない
(2)	生徒本人が感染した場合、または生徒が濃厚接触者に特定された場合	○新型コロナ感染症に係る PCR 検査を受けた日、または濃厚接触者と特定された日から、自宅待機を指示された期間
(3)	同居する家族に発熱等の風邪症状*があり、感染がまん延している地域に居住している場合は登校を控える。	○同居する家族に発熱や風邪症状がある期間
(4)	同居する家族が濃厚接触者に特定された場合	○新型コロナ感染症に係る PCR 検査の結果が出るまでの期間
(5)	「新型コロナウイルス感染不安」がある場合 「生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に 高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」	○左記に該当する期間

※風邪症状* 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など 国立感染症研究所 感染症疫学センター（令和3年1月8日版）

ただし、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合でも、原因が明らかに別にあると判断できる場合は、出席停止には該当しません。

※上記基準は早退・遅刻の際にも適用されます。

※(1)～(5)以外の理由で個別に相談がある場合は、学校(075-621-4788)までご連絡ください。